平成２１年（フ）第４０７号
高知市曙町１丁目38番25号　吉川マンション302号
債務者　西本　光重
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６０号
高知市朝倉己373番地１　栄ハイツ201
債務者　山下真奈美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６９号
高知市江陽町８－６　尾崎マンション105、住民票上の住所高知市横浜新町２丁目102番地　県住12―403号
債務者　岩田　和也
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７６号
高知県吾川郡いの町枝川2870番地
債務者　川﨑　祐輝
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８３号
高知市比島町２丁目２番１―208号　比島町市営住宅
債務者　渡邉　裕之
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８８号
高知市塚ノ原154番地　九曜荘101号
債務者　岡林　順子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９２号
高知市竹島町65番地７　池知荘１Ｆ２号
債務者　寺川美安子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９４号
高知市井口町93番地　久永アパート２階、住民票上の住所三重県伊賀市西明寺2792番地の５
債務者　新谷　和久
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１１号
高知県香南市赤岡町245番地１
債務者　三本　広志
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１７号
高知市高須２丁目17番36号　岡林マンション203号
債務者　豊永　智子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４９号
宮崎県延岡市大門町548番地１
債務者　後藤　修二
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１５０号
宮崎県延岡市大門町548番地１
債務者　後藤　祐子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１８２号
宮崎県延岡市古川町54番地６
債務者　新名　敏子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿屋市横山町2438番地
債務者　坂口　弘美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第５５４号
熊本市春日４丁目25番６号　メゾン平田201号
債務者　田崎美矢子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３３号
福島県いわき市小川町西小川字淵沢141番地の５
債務者　椎名　明美（旧姓推名）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１５３号
福島県いわき市平字愛谷町３丁目５番地の12
債務者　永藤　伯恵（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第３４７号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目14番14―203号櫻井方
債務者　大沼恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　横浜地方裁判所横須賀支部